

# FASB の動向 (2020年11月～2021年1月)

ASBJ 専門研究員 きむら ひろと  
木村 寛人

## ASU 第 2020-11 号「金融サービス—保険（トピック 944）：発効日及び早期適用」の公表（2020年11月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2020年11月5日に、会計基準更新書（ASU）第2020-11号「金融サービス—保険（トピック944）：発効日及び早期適用」を公表した。

FASB は、2018年8月に、ASU 第2018-12号「金融サービス—保険（トピック944）：長期保険契約の会計処理に関する的を絞った改善」を公表し、その後、2019年11月に、ASU 第2019-09号「金融サービス—保険（トピック944）：発効日」を公表し、その発効日の延長を決定していた。ASU 第2020-11号では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を考慮し、さらに追加で1年間の発効日の延長を

認めている。

一方、延期を必要としない保険会社に対しては、早期適用によるコストと複雑さを軽減する目的で、早期適用を選択した場合、表示される最も早い期間の期首ではなく、前事業年度の期首より遡及適用することを認めている。

本 ASU の適用時期は、米国証券取引委員会（SEC）登録企業（小規模登録企業を除く。）は、2022年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から、その他の企業については、2024年12月15日より後に開始する事業年度及び2025年12月15日より後に開始する事業年度内の期中期間からとなる。

## ASU 案（公開草案）「企業結合（トピック 805）：顧客との契約に基づく契約資産及び契約負債の会計処理」の公表（2020年12月）

FASB は、2020年12月15日に、ASU 案（公開草案）「企業結合（トピック805）：顧客との契約に基づく契約資産及び契約負債の会計処理」を公表した。コメント期間は、2021年3月15日までであった。

本公開草案は、以下に関連する実務の不整合と多様性に対処することにより、企業結合において取得した顧客との収益契約の会計処理を改

善することを目的として提案されている。

- (1) 取得した契約負債の認識
- (2) 支払条件及び取得者によって認識される取得後の収益への影響

(1)については、ASU 第2014-09号「顧客との契約から生じる収益（トピック606）」の適用後において、企業結合で取得した顧客との収益契約から契約負債を認識するかどうかを取得

者がどのように評価すべきかが不明確であることを、一部の利害関係者が指摘していた。(2)については、現行の実務において、収益契約の支払時期（支払条件）が、買取者が認識する買取後の収益に影響を与える可能性があることが明らかになった。本公開草案では、企業結合で取得した契約資産及び契約負債を、トピック 606 に準拠して認識及び測定することを要求する追加のガイダンスを提供することにより、これらの問題に対処している。加えて、本公開草案

は、一貫した認識と測定ガイダンスを提供することで、企業結合後の比較可能性を向上させることが可能となることに言及している。

FASB は、利害関係者からの意見を検討した後、提案した ASU 案の内容の発効日を決定する予定である。本公開草案は、ASU 案による修正について、発効日以降に発生した企業結合に将来的に適用し、早期適用は期中期間も含め認めることを提案している。

### ASU 案（公開草案）「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）：トリガー事象を評価するための代替的な会計処理」の公表（2020 年 12 月）

FASB は、2020 年 12 月 21 日に、ASU 案（公開草案）「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）：トリガー事象を評価するための代替的な会計処理」を公表した。コメント期間は、2021 年 1 月 20 日までであった。

本公開草案は、特定の非公開の営利企業及び非営利企業に対し、のれんのトリガー事象を評価する際の煩雑さを軽減する代替的な会計処理を提供することを目的として提案されている。

「無形資産—のれん及びその他—のれん」（サブトピック 350-20）における現行のガイダンスの下では、企業は事業年度を通じて、のれんの減損のトリガーとなる事象を監視し、評価することが求められている。報告単位の公正価値が、その帳簿価額を下回る可能性が下回らない可能性よりも高い（more likely than not）ことを示すトリガー事象が発生した場合、のれんの減損テストの実施が必要とされている。この点、一部の利害関係者は、特定の非公開の営利企業及び非営利企業が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表を年次ベースでしか発行していない場合に、期中に発生した、のれんのトリガーとなる事象を評価することのコストと煩雑さに懸念を表明してい

た。また、これらの利害関係者は、COVID-19 の感染拡大の状況下では、この問題がより顕著になること、さらに、トリガーとなる可能性のある事象が発生した事実や状況が、事業年度末までに変化している場合には、期中における減損は財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供しない可能性があることを主張していた。

これらの意見に対処するために、本公開草案は、サブトピック 350-20 に基づいて会計処理されたのれん（又はのれんの減損の影響を受ける可能性のある項目）を年次ベースにおいてのみ報告している非公開の営利企業及び非営利企業が、のれんのトリガー事象の評価とその結果として生じるのれんの減損テストを事業年度末にのみ実施することを認める代替的な会計処理を導入することを提案している。

本公開草案は、その内容については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度については、将来に向かって適用し、まだ未公表か、公表可能な状態になっていない財務諸表については、早期適用を認めることを提案している。また、本公開草案は、既存の要求事項を超えて追加的な開示を要求しないことを提案している。

## ASU 第 2021-01 号「参照金利改革（トピック 848）：適用範囲」の公表（2021 年 1 月）

FASB は、2021 年 1 月 7 日に、ASU 第 2021-01 号「参照金利改革（トピック 848）：適用範囲」を公表した。

LIBOR 公表停止となるリスクに関連して、FASB は、2020 年 3 月に ASU 第 2020-04 号「参照金利改革（トピック 848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」を公表したが、ASU 第 2021-01 号では、利害関係者の要望を受け、その適用対象となるデリバティブ取引の範囲が明確化されている。ASU 第 2020-04 号では、適用対象を「LIBOR（又は金利指標改革で廃止が見込まれる別の金利指標）を参照する契約」としてきたが、ASU 第 2021-01 号では、次のデリバティブ商品を適用対象に含めることとされている。

- 廃止が見込まれる金利指標を参照しないが、証拠金、割引率又は契約価格の調整に利用さ

れる金利が、結果として金利指標改革により修正される場合のデリバティブ商品

加えて、公開草案に関する利害関係者のフィードバックに対応するため、FASB は、参照金利改革の結果として、純投資ヘッジにおける変動金利の受取りと支払いに関する通貨スワップの両レグについて、金利改定期間と日付が同じでない場合においても、当該スワップが有効なヘッジ手段とみなされる可能性があることを明確化した。

ASU 第 2021-01 号は、すべての企業に対して直ちに発効する。また、ASU 第 2021-01 号は、ASU 第 2020-04 号と同様に、適用は期限付きの取扱いであり、2022 年 12 月 31 日までに発生した契約変更やヘッジ関係に適用することとなる。

## ASU 第 2021-02 号「フランチャイザー—顧客との契約から生じる収益（サブトピック 952-606）：実務上の便法」の公表（2021 年 1 月）

FASB は、2021 年 1 月 28 日に、ASU 第 2021-02 号「フランチャイザー—顧客との契約から生じる収益（サブトピック 952-606）：実務上の便法」を公表した。

加盟店（フランチャイジー）が、フランチャイズの新規支店を開設する場合、フランチャイズ契約では、一般的に、フランチャイザーが新規支店の開店前の一定の活動を支援（研修や立地選定など）することが規定されている。フランチャイザーは、これらのサービスを提供することと引き換えに、通常、初期のフランチャイズ料を一括で受け取る。当該初期のフランチャイズ料の会計処理について、フランチャイズ業界の非公開会社の利害関係者（特に、スタート

アップ企業や小規模企業）から、トピック 606 を適用することのコストや複雑さが指摘されていた。

本 ASU では、非公開会社であるフランチャイザーに対し、履行義務の識別に関するガイダンスの適用を簡素化する新しい実務上の便法を導入している。これは、一定の要件を満たす場合、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する開店前サービスを単一の履行義務として説明することを認めるものである。

適用時期については、以下のとおりである。

- (1) まだトピック 606 を適用していない場合  
トピック 606 の適用に合わせ、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020

年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より、修正遡及アプローチ又は完全遡及アプローチを適用する。

(2) すでにトピック 606 を適用している場合

2020年12月15日より後に開始する事業年度及び期中期間より適用する。早期適用は認められる。また、トピック 606 が適用された日まで遡及し適用する必要がある。